平成２１年（フ）第４９４号
秋田市仁井田新田１丁目５番３号　エクセレント２番館
債務者　佐藤　與助
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５４２号
埼玉県新座市栄１丁目１番４号
債務者　本郷　久美（旧姓古河・山下）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７４号
さいたま市南区内谷５丁目16番13号　アルス内谷202
債務者　米川　圭一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
長野県須坂市大字須坂1188番地
債務者　藤田　鈴子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
長野市大字風間1581番地の２
債務者　大田　寛惠
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
長野県須坂市大字亀倉203番地20
債務者　山﨑　悦子（旧姓福澤）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８１号
長野市篠ノ井小松原524番地
債務者　町田　岩子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８２号
長野市西三才2285番地１、前住所長野市大字北堀683番地10
債務者　小林　宏年
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８３号
長野市松代町西条3763番地11
債務者　佐藤　美幸
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
長野県茅野市豊平59番地
債務者　杉本　勇貴
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第２７９号
岐阜市中２丁目72番地１
債務者　箕浦　清司
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３５６号
岐阜市西改田先道40番地セジュールナラ201号室
債務者　黒川　勝秀
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７２６号
岐阜県羽島市舟橋町本町２丁目23番地３
債務者　西﨑　眞美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７８９号
岐阜市東鶉１丁目73番地１
債務者　安藤　琴絵
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８１１号
岐阜市下鵜飼1595番地２マンションタイヨウ203号室
債務者　足立　一将
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８２０号
岐阜市鷺山東１丁目12番地30―203号フローレス雨屋
債務者　古田　由紀
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４８４号
兵庫県伊丹市行基町２丁目23番地１　アンビエンテ伊丹203号
債務者　松原　俊和
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部